

学校法人藤村学園危機管理委員会規程

(根 拠)

第1条 藤村学園法人委員会通則規程に基づき危機管理委員会を置く。

(危機管理の対象)

第2条 この規程に定める危機管理の対象となる事象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学の教育研究活動の遂行に重大な支障のある問題
- (2) 学生、教職員及び近隣住民等の安全に関わる重大な問題
- (3) 施設管理上の重大な問題
- (4) 社会的影響の大きな問題
- (5) 本法人に対する社会的信頼を損なう問題
- (6) その他前各号に相当するような事象であって、組織的及び集中的に対処することが必要と考えられる問題

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生、教職員及び近隣住民等の安全の確保に関する事項
- (2) 事故への対応に関する事項
- (3) 総合的な危機管理体制の整備に関する事項
- (4) 危機管理教育及び訓練に関する事項
- (5) その他危機管理に関し必要とする事項

(委員会構成)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、理事長が委嘱する。

- (1) 学長
- (2) 常任理事
- (3) 事務局長
- (4) 教務部長
- (5) 学生部長
- (6) キャリア支援部長
- (7) 教職センター所長
- (8) 入試部長
- (9) 広報部長
- (10) 図書館長
- (11) 女子体育研究所長
- (12) 地域交流センター所長
- (13) 健康管理センター所長

- (14) その他学長が必要と認める者
- 2 委員会の委員長は、学長とする。
- 3 委員会において必要とする場合は、関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

第5条 削除

(危機管理員)

第6条 学長の下に危機管理員を置く。

- 2 危機管理員は、学長の指揮の下に、全学的に対処が必要な危機管理にあたる。
- 3 危機管理員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 常任理事
 - (2) 事務局長
 - (3) 各課長
 - (4) 防火責任者（学生寮防火責任者を含む）

(危機に関する通報等)

第7条 教職員は、緊急に対処すべき危機管理が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、当該事象に係る危機管理員及び総務課に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた危機管理員は、当該危機の状況を確認し、必要な応急措置を講ずるとともに、学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、前項の報告を受けた場合には、当該危機の対処方針等を危機管理員と協議のうえ、決定するものとする。
- 4 学長は、当該危機の状況を必要に応じて理事長に報告する。

(危機対策本部の設置)

第8条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る危機対策本部を設置するものとする。

- 2 危機対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、次のとおりとする。
 - (1) 本部長は学長をもって充て、危機対策本部の業務を統括する。
 - (2) 副本部長は、学内理事及び事務局長をもって充て、本部長を補佐する。
 - (3) 部員は、本部長が指名する者をもって充て、危機管理本部の業務を処理する。
- 3 危機管理本部の事務は、総務課が所管し関係各課から事務局長の指名する者が参画する。
- 4 危機管理本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(危機事象処理の特例)

第9条 学長は、危機事象の対処に際し、緊急を要する場合には、必要とする委員会等の諸会議の審議を省略することができる。この場合、危機事象の対処の終了後に、委員会等の諸会議に報告しなければならない。

- 2 学長は、1部館限りの危機で、当該部館限りで対処することが適切と判断する危機事象については、当該部館にその対処を委ねることができる。

(学長が不在の場合)

第10条 学長が不在の場合は、あらかじめ学長が指名する担当理事が、この規程に基づき、危機管理にあたるものとする。

(所 管)

第11条 委員会の庶務及び会議の記録は、総務課及び管財課が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成19年2月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年4月1日から施行する。(組織改編に伴う委員会整備による改正。この規程の施行により、個人情報保護委員会規程は廃止する。)
- 3 この規程は、平成25年4月1日から施行する。(組織改正による委員会再編に伴う委員会名及び所掌事項等規定の改正)
- 4 この規程は、平成29年4月1日から施行する。(組織改正による委員会構成の一部改正)
- 5 この規程は、平成29年6月1日から施行する。(第2条の改正、第5条(個人情報保護審査会)を削除)